

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪府役所  
大阪市北区中之島 1-3-20  
電話 06-6208-7444

## 目 次

### 告 示

|  |    |
|--|----|
| 大阪市中央卸売市場本場及び東部市場の臨時開場及び臨時休業                         | 2  |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告                             | 3  |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告                          | 4  |
| 一般競争入札の執行（災害備蓄用保存水の買入れ）                              | 7  |
| 一般競争入札の執行（東部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託等）                   | 11 |
| 一般競争入札の執行（大阪市生野区役所庁舎清掃業務委託）                          | 15 |
| 落札者等の公示  | 18 |
| 開発行為に関する工事の完了  | 19 |
| 開発行為に関する工事の完了  | 20 |
| 2年以内に事業が執行される予定の道路の指定                                | 21 |
| 道路の位置指定  | 21 |
| 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定                             | 22 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<br>に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | 22 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている<br>区域の指定                | 25 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている<br>区域の指定                | 27 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている<br>区域の指定                | 30 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている<br>区域の全部指定解除            | 32 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている<br>区域の全部指定解除            | 33 |
| 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている<br>区域の一部の指定解除           | 33 |
| 放置自動車の処理   | 34 |
| 道路法違反物件の除却   | 35 |
| 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立西横掘駐車場<br>ほか 10 施設）            | 35 |
| 一般競争入札の執行（大阪市交通局各事業所清掃等業務委託）                         | 39 |
| 落札者等の公示  | 44 |

## 公 告

|  |    |
|--|----|
| 一般競争入札の執行（廃棄簿冊の売払い）                      | 45 |
| 一般競争入札の執行（自家用軽自動車の売払い）                   | 47 |
| 一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）                     | 49 |
| 一般競争入札の執行（中古普通自家用貨物車の売払い）                | 51 |
| 一般競争入札の執行（大宮ほか1自転車保管所古自転車等の売払い等）         | 53 |
| 一般競争入札の執行（建設局廃棄文書等の売払い）                  | 56 |
| 一般競争入札の執行（軽四貨物自動車の売払い等）                  | 60 |
| 職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を与えられている者の氏名） | 64 |
| 大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第1区の候補者      | 65 |
| 大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第3区の候補者      | 65 |
| 大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第1区の当選人      | 66 |
| 大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第3区の当選人      | 66 |
| 大阪市職員共済組合役員の異動                           | 66 |

## 告 示

## 大阪市告示第1324号

大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり中央卸売市場本場及び東部市場を臨時開場及び臨時休業する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 臨時開場日  
平成26年5月5日（月）
- 2 臨時休業日  
平成26年1月8日（水）  
平成26年1月22日（水）  
平成26年1月29日（水）  
平成26年2月5日（水）  
平成26年2月19日（水）  
平成26年2月26日（水）

- 平成26年3月5日 (水)
- 平成26年3月12日 (水)
- 平成26年3月26日 (水)
- 平成26年4月9日 (水)
- 平成26年4月23日 (水)
- 平成26年5月14日 (水)
- 平成26年5月28日 (水)
- 平成26年6月4日 (水)
- 平成26年6月11日 (水)
- 平成26年6月18日 (水)
- 平成26年6月25日 (水)
- 平成26年7月9日 (水)
- 平成26年7月30日 (水)
- 平成26年8月15日 (金)
- 平成26年8月16日 (土)
- 平成26年8月27日 (水)
- 平成26年9月10日 (水)
- 平成26年10月8日 (水)
- 平成26年10月22日 (水)
- 平成26年11月12日 (水)
- 平成26年11月19日 (水)
- 平成26年12月10日 (水)

(中央卸売市場企画担当)



**大阪市告示第1325号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 |                     |
|---------------------|---------------------|
| 申請のあった年月日           | 平成25年8月19日          |
| 名 称                 | NPO法人コスモス・サークル      |
| 代表者の氏名              | 大田 盛藏               |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪府中央区南久宝寺町4丁目4番13号 |

|            |   |
|------------|---|
| 定款に記載された目的 | この法人は、諸外国と日本の国民に対し、露天、屋台、店舗などを開ける場所を提供し、交流の場を設けまた、農畜産物などの食品を通じた国際交流の窓口となり日本と諸外国双方の手助けを行う事により国際交流に寄与することを目的とする。  |
| 申請のあった年月日  | 平成25年8月19日  |
| 名 称        | 特定非営利活動法人大阪市こどもスポーツ振興センター   |
| 代表者の氏名     | 末丸 貴志   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市都島区都島南通1丁目21番45-802号   |
| 定款に記載された目的 | この法人は、スポーツの振興及び普及を通じて、地域の発展、振興、青少年健全育成に関する事業を行い、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。  |
| 申請のあった年月日  | 平成25年8月23日  |
| 名 称        | NPO法人ゼロワン   |
| 代表者の氏名     | 米田 真介   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市北区池田町17番7号   |
| 定款に記載された目的 | この法人は、広く一般市民または地域活性化の活動等に取り組む個人または団体に対して、良質な人間関係やコミュニケーションを構築するためのイベント、その地域の文化的、歴史的、伝統的要素を盛り込んだイベントやレクリエーション等を行い、人と地域を繋げることにより地域活性化、さらには日本の活性化に寄与し、国民一人一人が自らの街や国を世界に誇れるようになることを目的とする。 |

(市民局市民部地域活動課)

### 大阪市告示第1326号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 |   |
|---------------------|---|
| 申請のあった年月日           | 平成25年8月20日  |
| 名 称                 | 特定非営利活動法人互楽会  |
| 代表者の氏名              | 竹本 真人   |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市平野区平野北2丁目12番6号   |
| 定款に記載された目的          | この法人は、障害者の生活・労働権の確立をめざし、障害のある人となない人の共働事業所づくりと、地域で障害者が豊かな生活を送る為に支え合う活動を推し進め、共生社会の実現に寄与することを目的とする。  |
| 申請のあった年月日           | 平成25年8月21日  |
| 名 称                 | 特定非営利活動法人福祉リカバリーセンター  |
| 代表者の氏名              | 藤井 健  |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市住吉区长居西2丁目13番23号グランビルド長居103号  |
| 定款に記載された目的          | この法人は、障害者をサポートする各種事業を行うことで、障害者の精神的な不安を和らげ、日々の過ごし方・生き方などをサポートしながら、障害者が将来に希望がもてる地域社会の形成に寄与することを目的とする。   |
| 申請のあった年月日           | 平成25年8月21日  |
| 名 称                 | 特定非営利活動法人日常生活支援ネットワーク   |
| 代表者の氏名              | 柿久保 浩次  |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号   |
| 定款に記載された目的          | この法人は、「人としての尊厳の尊重」を大切に、地域社会において、そこに生きるすべての人々が自己の能力を発揮し、一人一人が輝き生き生きと暮らせる地域社会を創造するために、相互扶助参加型の日常生活の支援活動を展開し、且つ、地域福祉活動に関する調査研究、福祉活動に係わる諸団体との有効な連携並びに情報交換、研修、人材育成、相談等の支援活動及び諸団体のコーディネートを行い、地域社会における福祉活動、社会教育活動及び人権擁護活動の推進に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日           | 平成25年8月21日  |
| 名 称                 | 特定非営利活動法人ワークショップ'99   |
| 代表者の氏名              | 秦 栄子  |
| 主たる事務所の所在地          | 大阪市城東区蒲生4丁目3番25号  |

|            |   |
|------------|---|
| 定款に記載された目的 | この法人は、リウマチ・難病等の本人の意思によらない間接的要因により在宅の重度障害者となった者の「自立」を志向し、地域社会の理解と協力に基づいた社会的ハンディキャップの改善及び各々の障害者に応じたさまざまな作業訓練による社会参加の促進並びに日常生活支援、権利擁護、社会教育等の活動の推進を通じて、だれもが率直なさまで生きられる社会の創造に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日  | 平成25年8月22日  |
| 名 称        | 特定非営利活動法人大阪活性化推進総研  |
| 代表者の氏名     | 神田 三嗣   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市北区中之島4丁目2番28号  |
| 定款に記載された目的 | この法人は、地域の活性化を図るため、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育、まちづくりの推進を図る活動、文化、芸術又はスポーツの振興、環境の保全、国際協力、子どもの健全育成を図る活動をもって、地域の発展と、国際協力に寄与することを目的とする。  |
| 申請のあった年月日  | 平成25年8月22日  |
| 名 称        | NPO法人ラッキーセサミ  |
| 代表者の氏名     | 河内 孝子   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市港区磯路3丁目10番11号  |
| 定款に記載された目的 | この法人は、地域社会における高齢者、障害者、疾病者および年少者に対して、介護・介助等福祉サービスに関する事業を行い、だれもが地域で普通に豊かなつながりをもって生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。   |
| 申請のあった年月日  | 平成25年8月23日  |
| 名 称        | 特定非営利活動法人ナポレオンフィッシュ   |
| 代表者の氏名     | 石倉 史章   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市港区磯路3丁目19番4号港産業会館別館5B  |
| 定款に記載された目的 | この法人は、地域で生活する知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者に対して障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うことにより、もって障がい者の社会自立および地域社会との共生を促進し、障がい者の生きがいある生活及び自己実現を目指すとともに、福祉社会の実現に  |

寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

## 大阪市告示第1327号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

### 1 担当部局

(1) 大阪府における入札参加資格審査及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び問合せ先

ア 入札参加資格審査に関する事務を担当する部局等の名称及び問合せ先  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
大阪府総務部契約局建設工事課資格審査グループ  
電話 06-6944-6644

イ 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び問合せ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
大阪府総務部契約局総務委託物品課物品調達グループ  
電話 06-6944-6192

(2) 大阪市における入札参加資格審査及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び問合せ先

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-4395-7161

### 2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

災害備蓄用保存水 計742,688本

(本件入札は、大阪府電子調達システム(以下「システム」という)により行う。ただし、国内に事業所を有しない者は、紙により入札を行うことができるものとする。)

ア 大阪府において調達するもの 計202,688本

(ア) (イ)以外のもの 164,000本

(イ) 大阪府警察本部において調達するもの 38,688本

イ 大阪市において調達するもの 540,000本

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 大阪府において調達するもの 平成26年3月28日(金)

イ 大阪市において調達するもの 平成26年2月28日(金)

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 2(1)ア及びイは、併せて1件として入札を行う。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、大阪府及び本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、平成25・26年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、大阪府入札参加資格審査申請を担当部局（1(1)アに同じ）に行えば当該審査を行う。

また、平成25・26年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を担当部局（1(2)に同じ）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成25年10月1日（火）午後4時まで（2(1)のただし書により紙により入札を行う者については、平成25年9月30日（月）午後6時まで）に大阪府及び本市入札参加資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 平成25・26年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に物品種目「食糧品（種目コード60）」、「消防・防災用品（種目コード59）」又は「百貨店・商社（種目コード58）」で登録していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 平成25・26年度大阪市入札参加有資格者名簿に物品種目「食糧品（種目コード60）」、「消防・防災用品（種目コード59）」又は「百貨店・商社（種目コード58）」で登録していること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品の技術審査資料届出書の提出ができること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1(1)イに同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 平成25年9月13日（金）午前10時から無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 平成25年9月13日（金）午前10時から同年10月8日（火）午後4時まで（2(1)のただし書により紙により入札を行う者については、平成25年9月13日（金）午前10時から同年10月7日（月）午後6時まで）に郵送又は持参）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合  
ア 入札書受付期間 平成25年10月23日（水）午前10時から同月24日

(木) 午後4時まで

イ 開札予定日時 平成25年10月25日(金) 午前10時

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成25年9月13日(金) 午前10時から同年10月23日(水) 午後6時まで

イ 開札予定日時 平成25年10月25日(金) 午前10時

ウ 提出方法 郵送又は持参により行う。

エ 提出場所 担当部局(1(1)イに同じ)

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ア 大阪府との契約分

落札者は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第67条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第68条第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

イ 本市との契約分

落札者は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第37条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第1項各号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

1(1)ア及びイ並びに(2)について、それぞれ契約書を作成する。

(6) 落札者の決定方法

大阪府財務規則第57条及び大阪市契約規則第26条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年10月8日(火)午後4時まで(2(1)のただし書により紙により入札を行う者については、同月7日(月)午後6時まで)に受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、大阪府及び本市により説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができ

ない。

## 8 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府及び本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、その確認の後、入札時において3に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

また、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### (2) 契約の締結等

ア 落札者が、落札決定日から契約締結までの間において、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当したときは、契約を締結しない。

(ア) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、若しくは同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき

(イ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けているとき、若しくは同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき

(ウ) 本市を当事者の一方とする契約で、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるとき

イ 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(イ) 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(3) (2)ア又はイにより、契約を締結しなくても大阪府及び本市は一切の責めを負わないものとする。

(4) 落札者が契約を締結しないとき、又は(2)ア(ア)若しくは(イ)により大阪府及び本市が契約を締結しないときは、落札者は次の金額を大阪府及び本市に支払わなければならない。

ア 大阪府との契約分

契約予定金額の100分の2に相当する額

## イ 本市との契約分

落札金額の100分の3に相当する額

- (5) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Disaster relief drinking water 742,688 cans or bottles
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
A on the Osaka prefecture Electronic Tender System: 4:00PM, 1 October 2013  
B by post: 6:00PM, 30 September 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
A on the Osaka prefecture Electronic Tender System:  
from 10:00AM, 23 October 2013 to 4:00PM, 24 October 2013  
B by post: 6:00PM, 23 October 2013
- (4) Bid opening: 10:00AM, 25 October 2013
- (5) A contact point where tender documents are available:  
A Consignment & Procurement and General Affairs Division,  
Bureau of Contract, Department of General Affairs, Osaka  
Prefectural Government Otemae 2-chome, Chuo-ku, Osaka City, Osaka  
540-8570, Japan TEL 06-6944-6192  
B Contracts Division, Contacts and Property Management Bureau  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)

## 大阪市告示第1328号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋下 徹

## 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

## 大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

電話 06-4395-7145

## 2 入札に付する事項

## (1) 役務の名称及び数量

- ①東部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託 (25-2)
- ②西部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託 (25-2)
- ③南部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託 (25-2)
- ④北部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託 (25-2)

(以上、電子入札対象案件とする。)

## (2) 役務の特質等 入札説明書による。

## (3) 履行期限 平成26年6月30日(月)

## (4) 履行場所 入札説明書による。

## (5) 入札方法 上記(1)の①～④の業務ごとに入札に付する。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年9月30日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

## (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

## (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

## (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」で登録していること

## (5) 平成15年度以降、流域下水道または、公共下水道における下水道施設清掃業務(浚渫作業)の元請による契約履行実績を有していること。

## (6) 「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置することを誓約できること。

## (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項に規定する次の許可を有すること。

大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可(許可項目:汚泥・がれき類)

## 4 入札説明書等の交付場所等

## (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)

- (2) 入札説明書等の交付方法  
公告の日から平成25年9月30日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
  - (3) 仕様書の交付方法  
システムにより交付する。  
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
  - (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公告の日から平成25年9月30日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
  - (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所
- (1) システム上
  - (2) 担当部局（1に同じ）
- 6 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
    - ① 入札書受付期間  
平成25年11月14日（木）から同月15日（金）まで（午前9時から午後5時まで）
    - ② 開札予定日時 平成25年11月18日（月）午前10時30分
    - ③ 場所 システム上
  - (2) 紙入札による場合
    - ① 入札書受付期間 平成25年11月18日（月）午前10時から午前10時30分まで
    - ② 開札予定日時 平成25年11月18日（月）午前10時30分
    - ③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年11月15日（金）午後5時までに必着のこと
- 7 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
  - (2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
  - (3) 保証人 不要
  - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (5) 契約書作成の要否 要
  - (6) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年9月30日（月）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに入札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

The works of cleaning sewerage system in Eastern District  
Management Office (25-2)

The works of cleaning sewerage system in Western District  
Management Office (25-2)

The works of cleaning sewerage system in Southern District  
Management Office (25-2)

The works of cleaning sewerage system in Northern District  
Management Office (25-2)

- (2) The closing date and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM,  
30 September 2013

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 14  
November 2013 to 5:00PM, 15 November 2013
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 18 November 2013
- ③ by post: 5:00PM, 15 November 2013

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-  
0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部契約課)

---

### 大阪市告示第1329号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 担当

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所 総務課 電話06-6715-9625

#### 2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
大阪市生野区役所庁舎清掃業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年3月1日から平成29年2月28日まで
- (4) 履行場所 大阪市生野区役所庁舎
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部契約課業務委託グループ（電話06-4395-7145）に行えば、当該審査を行う。

ただし、平成25年9月30日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下、「停止措置」という。）を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01建物等各種施設管理 01建物等清掃」で登録していること
- (5) 平成15年度以降、履行期間が1年以上かつ1契約あたりの日常清掃面積が2,000㎡以上の施設（ビル等）日常清掃を行った元請としての契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものを除く。

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
「1 担当」に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年9月30日（月）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ（[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku\\_nyusatsuanken/33-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/33-Curr.html)）において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公告日から平成25年9月30日（月）午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

「1 担当」に同じ

#### 6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する事業請負申込書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること。

- (1) 入札執行の日時及び場所

##### ア 入札書受付日時

平成25年11月14日（木）午前10時から午前10時30分まで

##### イ 入札執行場所

大阪市生野区役所庁舎 5階502会議室

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに「1 担当」に必着のこと。

- (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、115点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」、「技術的评价」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ69点、18点、28点とする。

ウ 「技術的评价」については、「研修体制」及び「品質保証への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、14点とする。

エ 「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮（就職困難者の就業支援）」、「男女共同参画」、及び「環境への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ20点、2点、6点とする。

- ・ 「福祉への配慮」については、「知的障がい者の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」、「各種就労支援事業への協力度」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に区分して評価し、その配点をそれぞれ12点、5点、2点、1点とする。

- ・ 「環境への配慮」については、「環境への取組」、「再生品の使用」及び「低公害車の導入等」に区分して評価し、その配点をそれぞれ2点、2点、2点とする。

オ 本基準の詳細は、入札説明書による。

7 入札の無効

(1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

(2) 低入札価格調査根拠資料提出の求めに応じない者の入札

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

(4) 開札後、落札決定までに入札参加申請者が停止措置又は大阪市契約関係

暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 8 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 本契約は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアル（平成24年4月1日施行）の確認対象案件である。確認に応じないときは、停止措置、契約解除その他必要な措置を講じることがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Cleaning of Ikuno Ward Office
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:30PM, 30 September 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
from 10:00AM to 10:30AM, 14 November 2013  
(For tenders submitted by mail 5:30PM, 13 November 2013)
- (4) Contact point where tender documents are available:  
Ikuno Ward Office General Affairs Department, The City of Osaka  
3-1-19 Katsuyamaminami, Ikuno-ku, Osaka 544-8501, TEL 06-6715-9625  
(生野区役所総務課)

---

#### 大阪市告示第1330号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日

(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ(大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号)

①図書館情報ネットワークシステム事業用クライアント機器等 長期借入一式 ②一般 ③25.7.3 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区域見2-2-53 ⑤194,196,240円 ⑥25.5.7

①税務事務システム端末機器等長期借入 一式 ②一般 ③25.7.12 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区域見2-2-53 ⑤27,262,620円 ⑥25.5.17

①税務事務システムサーバ機器等長期借入 一式 ②一般 ③25.7.16 ④(株)J E C C 営業本部 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル7階 ⑤659,066,730円 ⑥25.5.17

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1331号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成24年9月28日 大阪市指令計(開)第64号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市旭区清水4丁目9番、13番5の各一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市鶴見区鶴見6丁目6番56号  
株式会社住商  
代表取締役 榎 和美
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設の種類 | 概要     |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要       |
|---------|--------|---------|-----|-----------|-----------|
|         | 幅員(管径) | 延長      |     |           |           |
| 道路      | 4.000m | 34.096m | 開発者 | 開発者       | すみ切り1ヵ所含む |
| 道路      | 4.000m | 7.260m  | 開発者 | 開発者       | すみ切り1ヵ所含む |

|     |         |        |     |   |                             |
|-----|---------|--------|-----|---|-----------------------------|
| 下水道 | D=150mm | 3.700m | 大阪市 | — | 集水ますI型<br>インバート付 1カ所<br>新設工 |
|-----|---------|--------|-----|---|-----------------------------|

5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘<br>要     |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長     |     |           |            |
| 下水道         | D=150mm | 1.950m | 大阪市 | —         | 集水ますI型 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第1332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成25年6月19日 大阪市指令都計（開）第21号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区平野本町1丁目33番2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府富田林市甲田1丁目3番6号

株式会社大阪土地建物

代表取締役 辰己 和通

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要     |           | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘<br>要    |
|-------------|--------|-----------|-----|-----------|-----------|
|             | 幅員（管径） | 延長        |     |           |           |
| 道路          | 5.000m | 27.930m   | 開発者 | 開発者       | すみ切り3カ所含む |
| 道路          | 5.000m | 6.720m    | 開発者 | 開発者       | すみ切り1カ所含む |
| 道路          | —      | 斜長 3.000m | 開発者 | 開発者       | すみ切り1カ所   |

|     |       |        |     |   |                             |
|-----|-------|--------|-----|---|-----------------------------|
| 下水道 | D=150 | 3.200m | 大阪市 | — | 集水ますⅡ型<br>インバート付 1カ所<br>新設工 |
|-----|-------|--------|-----|---|-----------------------------|

5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要     |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘<br>要                      |
|-------------|--------|--------|-----|-----------|-----------------------------|
|             | 幅員（管径） | 延長     |     |           |                             |
| 下水道         | D=150  | 3.200m | 大阪市 | —         | 集水ますⅠ型<br>インバート付 1カ所<br>撤去工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第1333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行されるものとして指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

| 名 称                   | 指 定 区 間            |                    | 道路幅員 | 道路延長 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|------|------|
|                       | 起 点                | 終 点                |      |      |
| 都市計画道路<br>阪急付属街路淡路駅前線 | 東淀川区東淡路<br>4丁目239番 | 東淀川区東淡路<br>4丁目239番 | 6.0m | 6.0m |

（都市計画局建築指導部建築企画課）



大阪市告示第1334号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年8月30日

大阪市指令都計建企 第1029号

| 地名          | 地番  | 道路幅員     | 道路延長        | 摘要    |
|-------------|---|----------|-------------|-------|
| 港区<br>弁天2丁目 | 3番7<br>3番37<br>3番38<br>3番39<br>3番40<br>3番41 | m<br>4.0 | m<br>17.408 | 袋路状道路 |

(都市計画局建築指導部建築企画課)

**大阪市告示第1335号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①HMDコンサルタント 株式会社 大阪府中央区南船場二丁目6番2号 B  
Sビルディング202号 ②児童デイサービス I L I S CLUB 浪速 大  
阪府浪速区大国二丁目12番18号 1階 ③平成25年8月1日 ④児童発達支援  
(児童発達支援センター以外)・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥  
2754320055

①株式会社 ぴあ 大阪府大正区北村一丁目12番8号 ②ビックハート 大阪  
府大正区北村一丁目12番8号 ③平成25年8月1日 ④児童発達支援(児童発  
達支援センター以外)・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2752700019

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

**大阪市告示第1336号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人 大阪自彊館 大阪市西成区天下茶屋一丁目3番17号 ②今宮  
介護サービスセンター 大阪市西成区天下茶屋一丁目17番10号 ③平成25年8  
月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・難病等対象者 ⑥2713301493

①社会福祉法人 大阪福祉事業財団 大阪市城東区古市一丁目20番82号 ②ホ  
ームヘルプセンター「城東すみれ」 大阪市城東区古市一丁目20番16号 ③平  
成25年8月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥  
2714400096

①株式会社 フェニックス 大阪市住吉区山之内一丁目14番10号 ②サポート  
ネットワークアミーカ 大阪市阿倍野区昭和町一丁目5番27号 9階 ③平成  
25年8月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・  
障がい児・難病等対象者 ⑥2712300231

①合同会社 未来 大阪市東住吉区東田辺三丁目25番15号 ②訪問介護 みら  
い 大阪市東住吉区南田辺五丁目28番36号 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・  
重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障  
がい児・難病等対象者 ⑥2710801370

①特定非営利活動法人 Q. B 大阪市生野区桃谷二丁目1番9号 ②グルー  
プホーム はなうた 大阪市生野区桃谷二丁目5番1号 タツミビル201号室  
③平成25年8月1日 ④共同生活介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精  
神障がい者・難病等対象者 ⑥2722200116

①有限会社 プラッツレーン 大阪市阿倍野区西田辺町一丁目12番4号 ②あ  
りがとうケアセンター 大阪市阿倍野区西田辺町一丁目21番13号 サンパティ  
ーク西田辺102号 ③平成25年8月1日 ④重度訪問介護 ⑤身体障がい者・障  
がい児・難病等対象者 ⑥2712300421

①株式会社アットホーム 大阪市西成区花園北一丁目9番29号 ②あっとほ  
む介護センター花園 大阪市西成区花園北二丁目1番8号 ハイビレッジ花園  
102 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障  
がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥  
2713302319

①株式会社ワントゥエルヴ 大阪市平野区喜連東五丁目1番8号 ②ケアサポ  
ートつるかめ 大阪市平野区喜連東五丁目1番8号 メゾン・ド・リベールピュ  
イ405 ③平成25年8月1日 ④重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・  
知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715801938

①株式会社 花楽園 大阪市生野区新今里四丁目5番12号 サンプラザ今里 I  
番館4011号 ②ヘルパーステーション花楽園 大阪市生野区新今里四丁目5番  
12号 サンプラザ今里 I 番館4011号 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度  
訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等  
対象者 ⑥2712201520

①株式会社ひふみ苑 大阪府高槻市梶原一丁目8番5号 ②ひふみ苑西中島ヘルパーステーション 大阪市淀川区西中島二丁目10番20号 2階 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者 ⑥2719101079

①有限会社ハートフル・エミ 大阪府和泉市はつが野二丁目10番2-1001号 ②ヘルパーステーション「えがお」平野 大阪市平野区平野北二丁目14番6号 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2715802076

①株式会社エム・ワイコーポレーション 大阪市阿倍野区阿倍野元町2番8号 ②ケアセンターウィズ 大阪市西成区潮路二丁目11番19号 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2713302301

①七宝興産株式会社 大阪市淀川区宮原一丁目15番18-1103号 ②ゆ〜とぴあ 大阪市西成区花園北二丁目四番5-1010号 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2713302327

①株式会社 ぴあ 大阪市大正区北村一丁目12番8号 ②ケアセンター ビックハート 大阪市大正区北村一丁目12番8号 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2712700547

①株式会社ゼネラルパートナーズ 東京都中央区京橋二丁目4番12号 ②アットジーピー シゴトライ 大阪センター 大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル23階 ③平成25年8月1日 ④就労移行支援（一般型） ⑤精神障がい者 ⑥2714100803

①オレーヴ株式会社 大阪市淀川区十三本町二丁目4番25号 ②オレーヴ 大阪市淀川区十三本町二丁目4番25号 ③平成25年8月1日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2719101087

①株式会社ベストケア 大阪市西成区太子一丁目1番17号 ワカバビル9階 ②ホームヘルプベストケア 大阪市西成区太子一丁目1番17号 ワカバビル9階 ③平成25年8月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病等対象者 ⑥2713302335

①NPO法人 ソレーユ 大阪市鶴見区浜三丁目7番10号 ②さらら作業所 大阪市鶴見区浜三丁目7番10号 ③平成25年8月1日 ④生活介護 ⑤知的障がい者・精神障がい者 ⑥2719200483

①特定非営利活動法人 素my流 大阪市西区千代崎一丁目23番5号 ②すまいる（らんまん） 大阪市西区千代崎一丁目23番5号 ③平成25年8月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 ⑥2711800504

①特定非営利活動法人ライフ&ケア 大阪府和泉市上町373番地の4 ②さく

ら福祉作業所平野支部 大阪市平野区長吉長原西二丁目10番2号 ③平成25年  
8月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障  
がい者・難病等対象者 ⑥2715802084

①特定非営利活動法人地域障害者協働ステーション 大阪市港区田中二丁目11  
番16号 ②マーガレット工房 大阪市港区田中二丁目11番16号 ③平成25年8  
月1日 ④生活介護 ⑤知的障がい者 ⑥2710400611

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

### 大阪市告示第1337号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定  
有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするとき  
の届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）  
を次のとおり指定する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図1、2のとおり

（大阪市東淀川区東淡路二丁目115番4、柴島一丁目110番1、115番3、柴  
島三丁目110番2、110番3、110番4、110番5、110番6、243番、267番  
4、292番2の各一部）

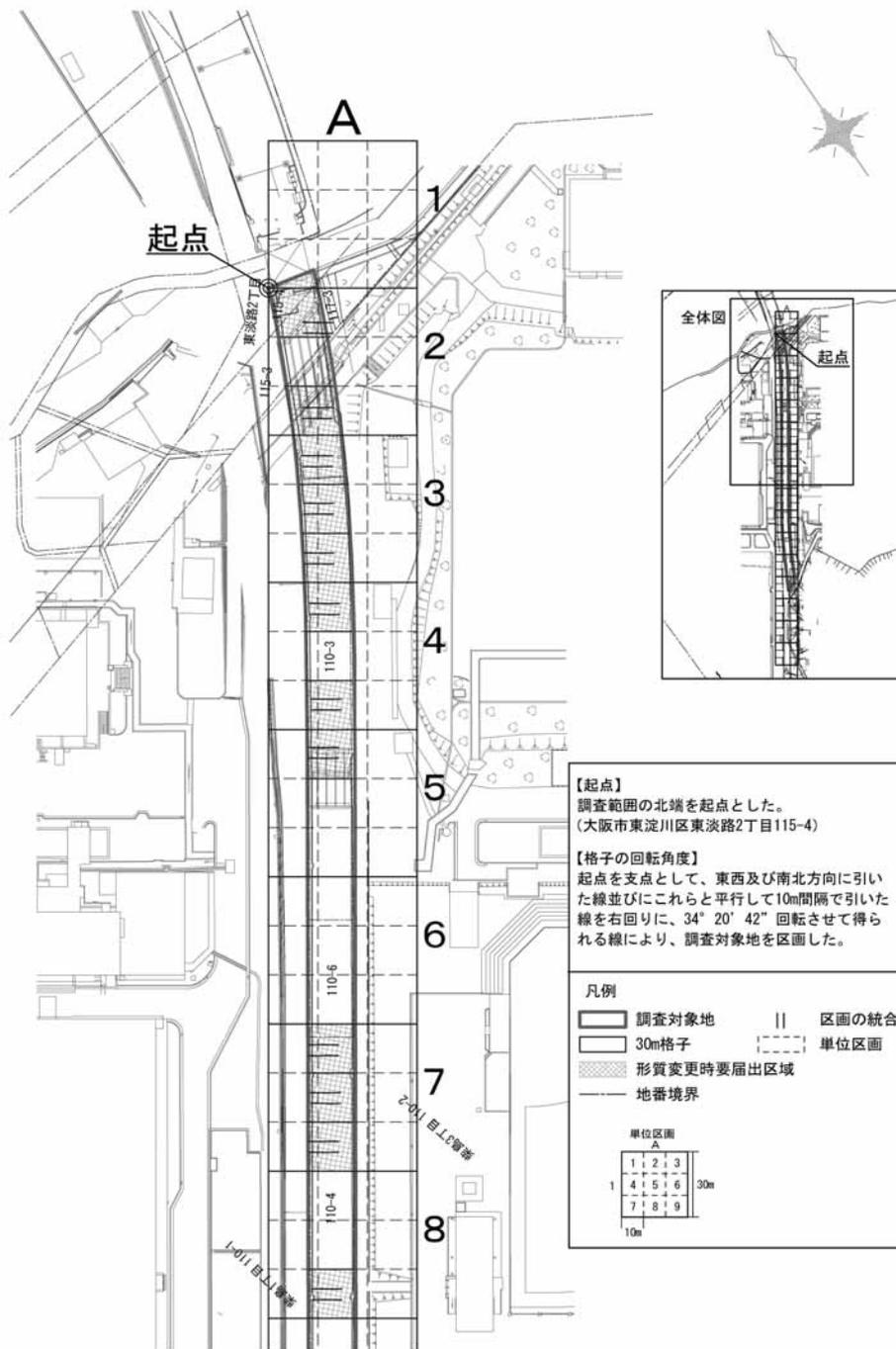
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準  
に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の  
名称

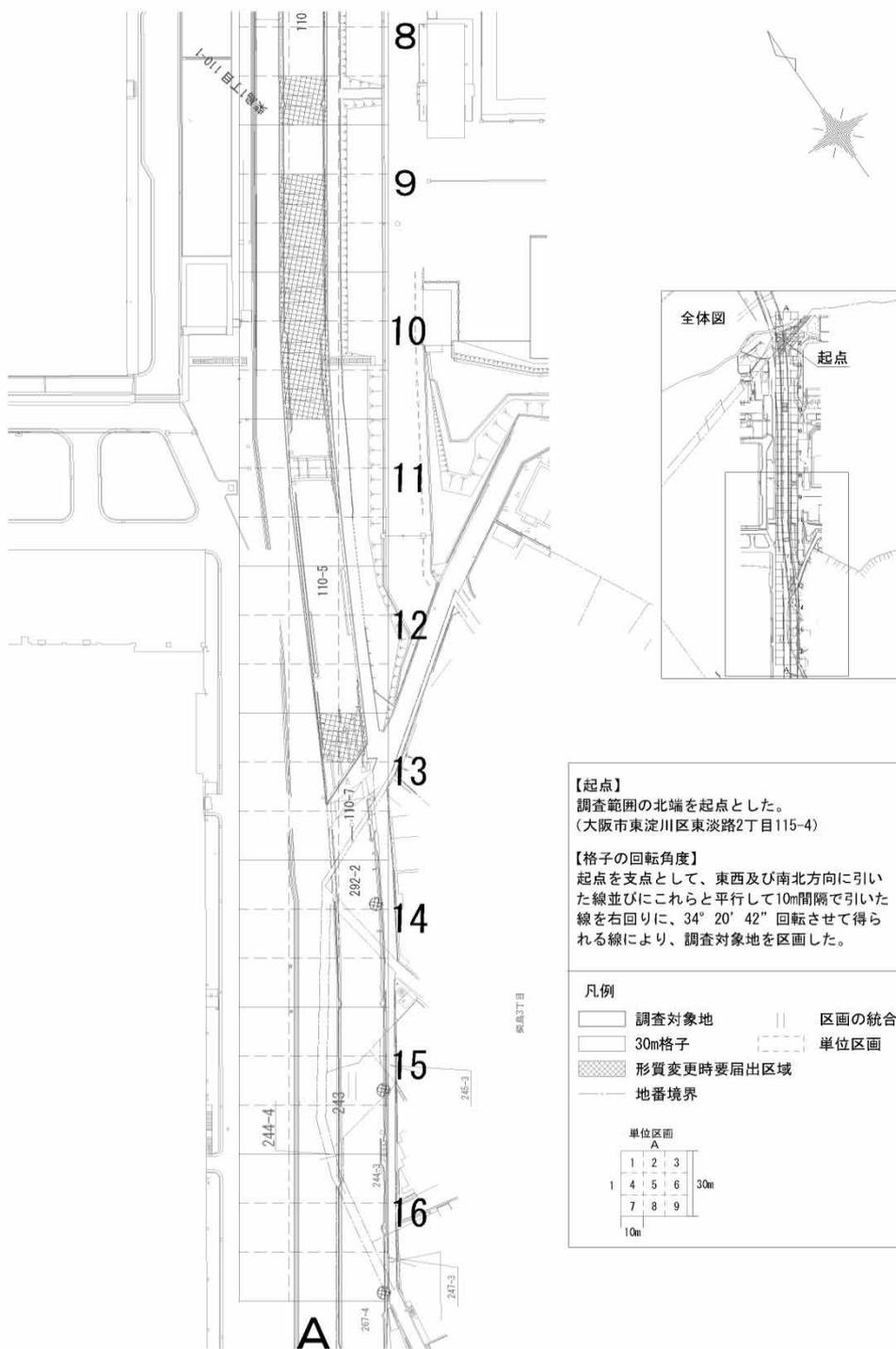
鉛及びその化合物

別図 1



形質変更時要届出区域平面図

別図2



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1338号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）

を次のとおり指定する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図1、2のとおり

(大阪市東淀川区柴島一丁目128番3、174番4、175番1、234番5、254番1、254番3、272番1、272番2、272番7、778番1、1123番2、1123番3、道の各一部)

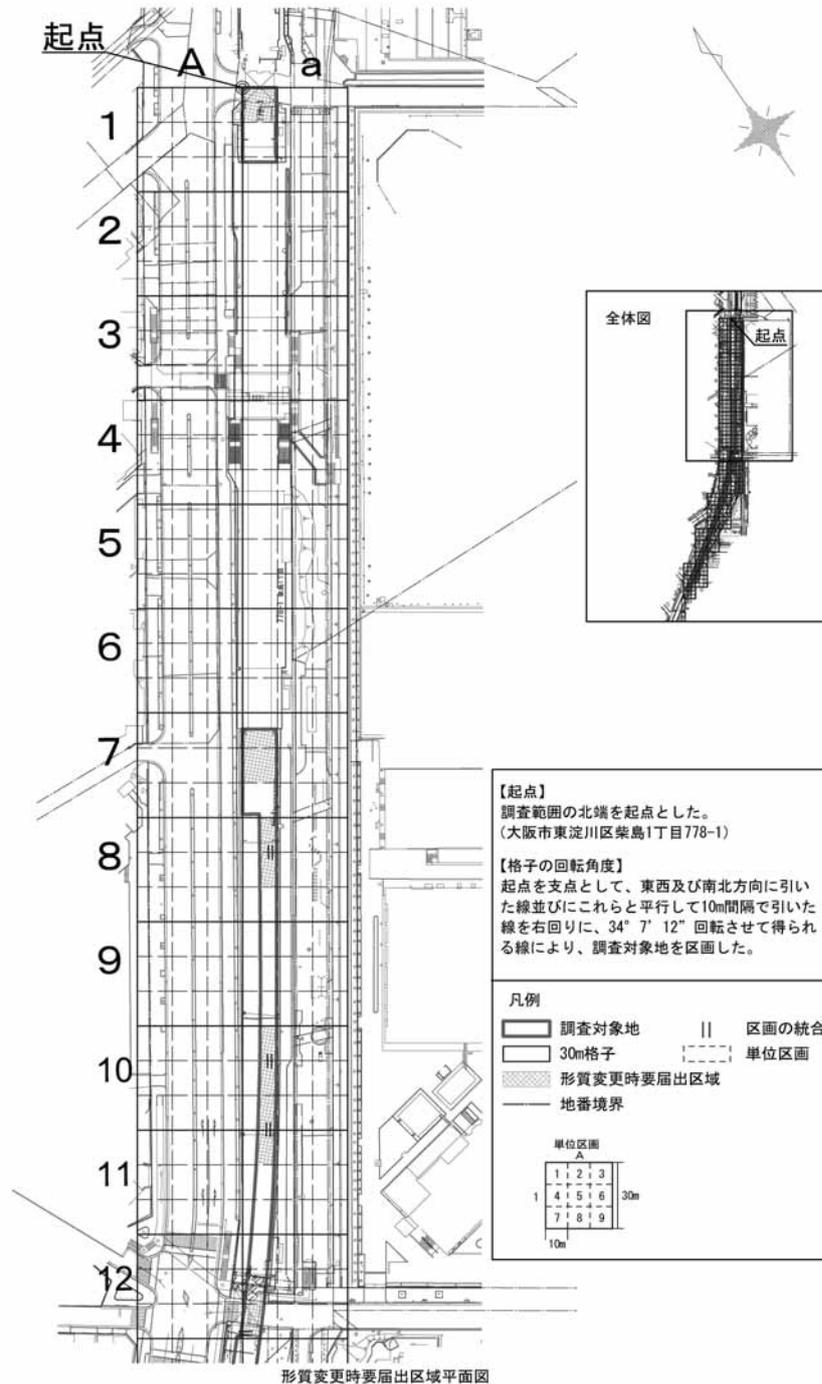
2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

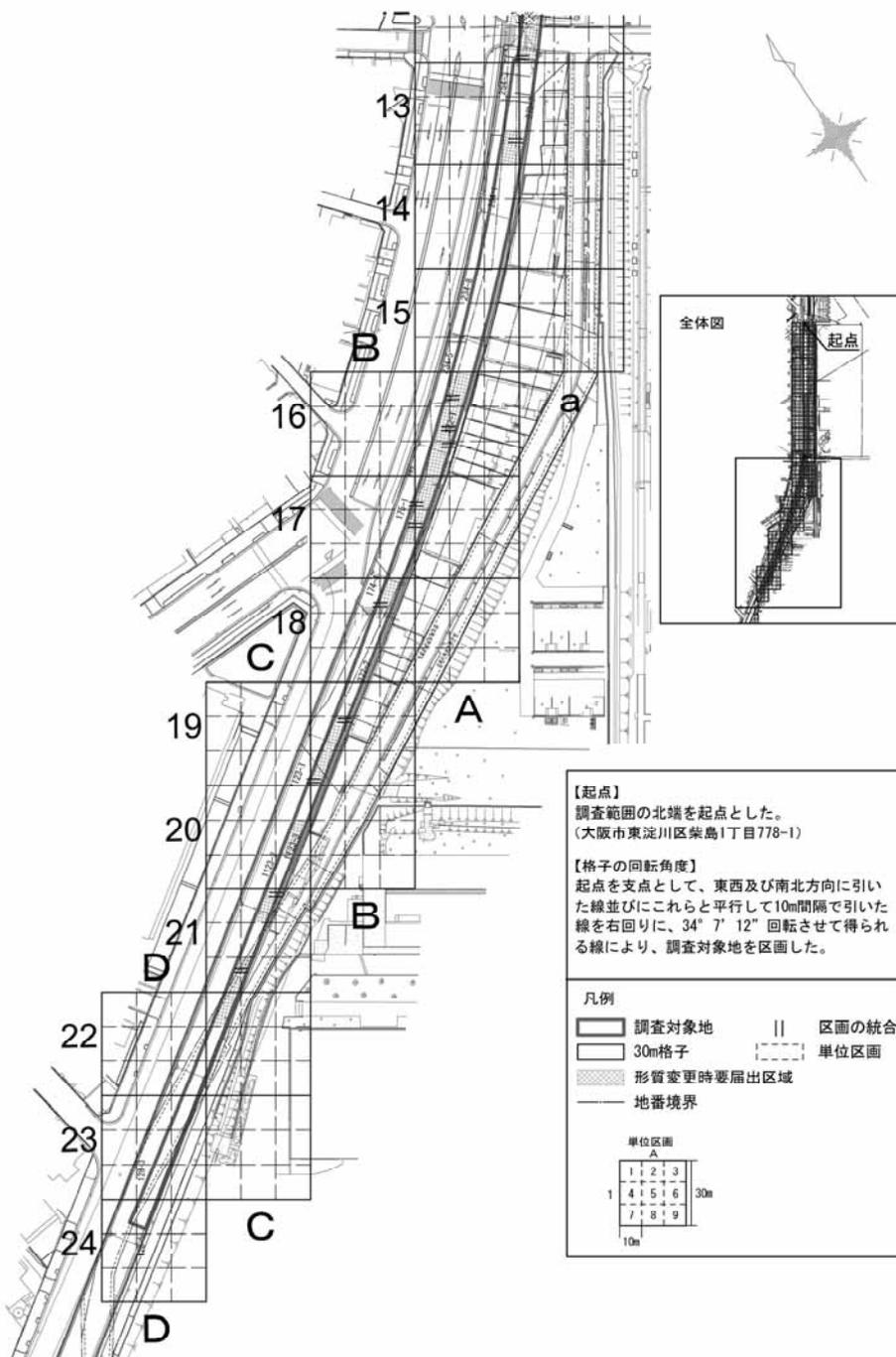
3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図 1



別図2



形質変更時要届出区域平面図

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1339号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）

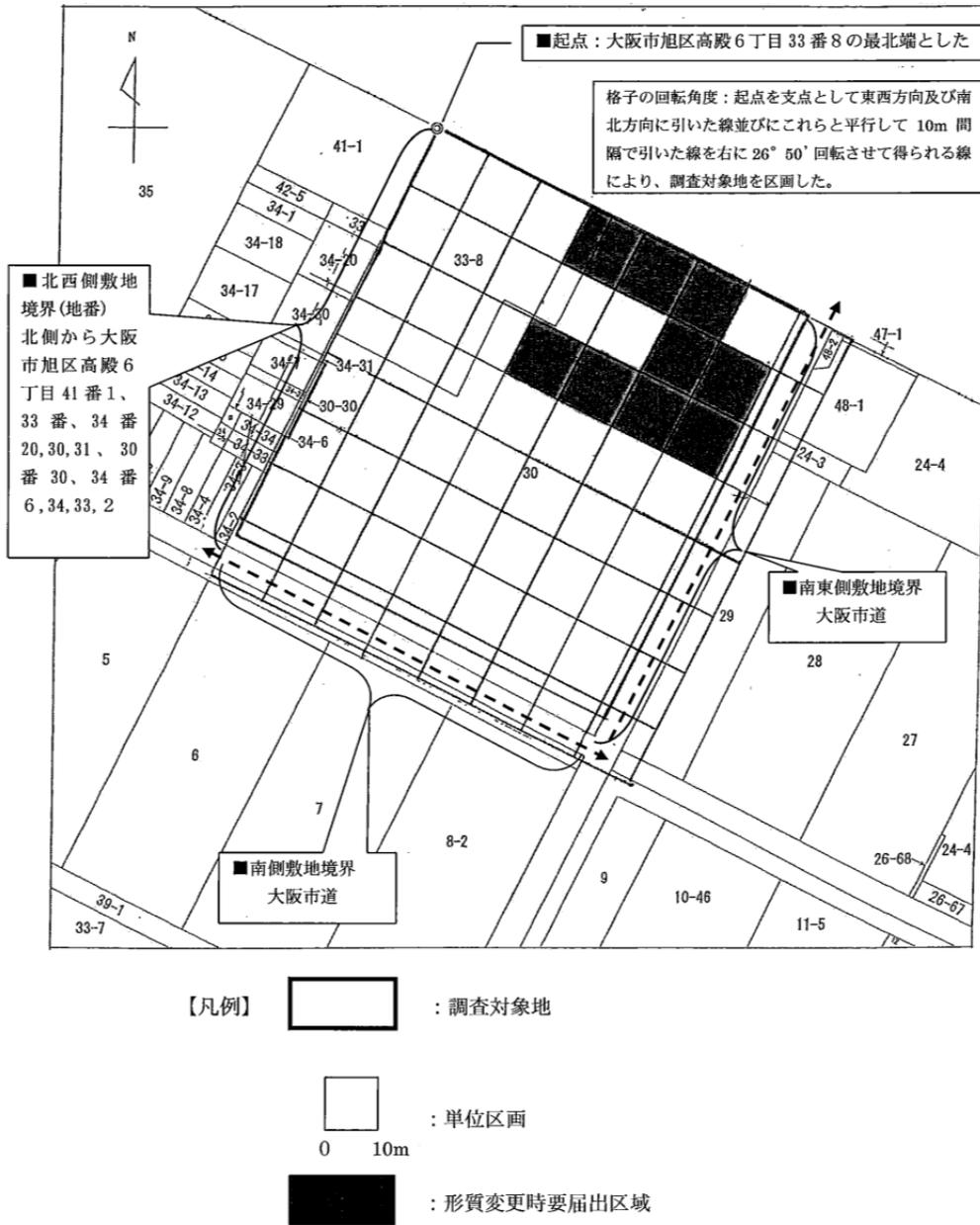
を次のとおり指定する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
別図のとおり  
(大阪市旭区高殿六丁目30番、33番8の各一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準  
に適合しない特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の  
名称  
鉛及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1340号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成24年大阪市告示第1086号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域  
大阪市浪速区日本橋東二丁目5番21の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

（環境局環境管理部環境管理課）

#### 大阪市告示第1341号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成24年大阪市告示第1099号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成25年告示第541号で指定解除した区域を除く。）の全部の指定を解除する。

平成25年9月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域  
大阪市城東区新喜多二丁目294番2の一部、295番2の一部、295番3の一部、鳴野西三丁目854番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

（環境局環境管理部環境管理課）

#### 大阪市告示第1342号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成24年大阪市告示第1100号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成25年告示第962号で指定解除した区域を除く。）の一部の指定を解除する。

平成25年9月13日